

〈R2 改正〉

## 発注者支援業務積算基準（港湾空港部門）に係る運用

### 1 直接人件費について（監督等補助業務）

委託期間を月数単位（少数1位止め、第2位4捨5入）で参考明示し、月額単価で積算する。

### 2 旅費交通費について（監督等補助業務）

#### （1）担当技術者が通勤で業務を行う場合

原則として、出発基地から業務場所までの通勤距離が片道30km以内又は自家用自動車の片道1時間以内の範囲については旅費交通費を計上しない。

#### （2）担当技術者が滞在して業務を行う場合

1) 通勤距離または自家用自動車による通勤所要時間が、前記（1）を越える場合は、業務場所を滞在地として交通費、滞在日額旅費を計上する。

① 出発基地から滞在地までの交通費は、原則として月4往復を下記により積算する。

$$1\text{月当たり交通費} = [\{\text{運賃} + \text{特急料(急行料)} \div (1 + \text{消費税率})\} \times 4\text{往復}]$$

片道距離	摘要
100km以上	特急料
50km以上	急行料

注) JRのない場合は、既存の公共交通機関により積算すること。

② 滞在日額旅費は、業務のため業務場所に滞在する費用とし、その基準は国土交通省日額旅費支給規則「下宿その他これに準ずる宿泊施設に宿泊する場合」を適用する

③ 宿舎から業務場所までの通勤費は計上しないものとする。

④ 業務場所から工事履行場所等までの往復は業務用自動車により行うものとし、旅費交通費は計上しない。

⑤ 滞在日額旅費の対象泊数は16泊／月とする。

⑥ 担当技術者の乗り込み（業務場所への配置）月について、乗り込み日を設定した場合は、設定した乗り込み日から起算して適切に滞在日数を計上すること。なお、業務契約後に乗り込み日の変更指示又は協議により変更した場合も設計変更にて適切に計上すること。

2) 滞在日額旅費は以下のとおりとする。

下宿又はこれに準ずる施設に宿泊した場合（国土交通省日額旅費支給規則第3条及び第4条関係）

（消費税抜き）

区分	宿泊料（泊）
技師（C）	4,190円

（3）管理技術者が業務場所へ出向くのに必要な旅費交通費の計上対象工種は、「打合せ」（2回/月を標準）のみとする。

（4）管理技術者の打合せ日数、出発基地から業務場所までの交通費は下記による。

・打合せ日数 0.5日／回（片道所要1時間程度の移動時間を含む）

・旅行時間にかかる人件費

移動時間が片道1時間程度を越える場合は、0.25日（片道1時間、往復2時間）単位で超過分の直接人件費を計上する。

・交通費 出発基地が同一市町村にある場合は、交通費を計上しない。

（5）業務打合せの回数を特記仕様書に明示するものとする。

### 3 旅費交通費について（監督等補助業務以外の業務）

(1) 管理技術者及び担当技術者の打合せ日数、出発基地から業務場所までの旅費交通費は下記による。

- ・打合せ日数 0.5 日／回（片道所要 1 時間程度の移動時間を含む）

- ・旅行時間にかかる直接人件費

移動時間が片道 1 時間程度を越える場合は、0.25 日（片道 1 時間、往復 2 時間）単位で超過分の直接人件費を計上する。

- ・交通費 出発基地が同一市町村にある場合は、交通費を計上しない。

(2) 業務打合せの回数を特記仕様書に明示するものとする。

### 4 担当技術者の旅費交通費の起算点について（監督等補助業務）

担当技術者の旅費交通費の起算点については、発注者支援業務積算基準（港湾空港部門）1-3

(2) ③の「出発基地」とする。

なお、配置された担当技術者の実態の起算点～業務場所の距離が、当初積算より近距離（安価）となる場合は、受注者と協議を行い、設計変更により交通費を減額する。

### 5 旅費交通費の基準日額は、直接人件費として、「その他原価」算出の対象とする。

### 6 工種による補正について（発注補助業務）

発注工事の工種数が 16 工種以上の場合は、下表の補正係数を適用し補正する。

工種による補正係数	16～19 工種	20 工種以上
補正係数 K1	1.2	1.4

### 7 留意事項（発注補助業務）

①設計資料の確認、数量総括表の作成は、作業が伴う場合は適切に計上する。

②現地調査による現場条件の把握は、最低 1 港 1 回計上する。

#### ③類似積算の考え方

・「特記仕様書」「工事発注図面」「数量総括表」「施工方法等の積算条件資料」「積算根拠資料」の全てを貸与できる場合に適用する。

#### ④変更積算

・設計数量の変更のみの場合は、積算基準の「数量精算のみの場合」を適用する。

・新規工種、代価表を追加する場合は、積算基準の「上記以外」を適用する。

・上記の考えに基づき積算していることを、受注者に説明する。

⑤複数港合併工事の場合、1 本工事ではあるが、積算に要する費用は港別で計上する。

⑥異なる業種（土木と浚渫等）が混在する工事は、工種数の多い業種で計上する。